
規 則

高知県流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第58号

高知県流域下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県流域下水道条例（平成2年高知県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（地震によって下水の排除等に支障が生じないように排水施設及び処理施設に講ずべき措置）

第2条 条例第5条第5号の規則で定める措置は、次条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）又は処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性能を確保するため必要があると認められる措置

第3条 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

(1) レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に掲げるとおりとする。

第4条 前条第1項の重要な排水施設は次の各号のいずれかに該当する排水施設をいい、同条第2項のその他の排水施設は重要な排水施設以外の排水施設をいう。

(1) 地域の防災対策上必要があると認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

(2) 破損した場合に、2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

(排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積の数値)

第5条 条例第6条第1号の規則で定める排水管内径の数値は100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)、同号の規則で定める排水渠^{きよ}の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

(汚泥の処理に伴う排気等により生活環境の保全等に支障が生じないよう終末処理場の汚泥処理施設に講ずべき措置)

第6条 条例第7条第2号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残滓物^{さい}による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残滓物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理のために汚泥処理施設に講ずべき措置)

第7条 条例第9条第6号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残滓物^{さい}による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残滓物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎高知県流域下水道条例施行規則